



裁 決 書

事件番号 令和6年度第6号(地福)

文書番号 地 福 一 819

裁 決 日 令和7年7月11日

審査請求人

住 所 [REDACTED]

[REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代理人

住 所 [REDACTED]

[REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代理人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代理人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代理人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代理人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代理人

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

代理人

住 所 秋田市仁井田本町3丁目3-20

氏 名 佐々木 トキ子

代理人

住 所 秋田市將軍野南2丁目3-45

市営住宅3棟2号

氏 名 島貫 栄四郎

代理人

住 所 秋田市御野場2丁目1-2-4

氏 名 斎藤 郁子

処 分 庁

秋田市福祉事務所長

審査請求人佐藤孔輝(代理人 佐藤和夫ほか14名)が令和6年10月15日付けで提起した処分庁秋田市福祉事務所長による生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定に基づく生活保護費の費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

本件は、秋田市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が佐藤孔輝(以下「審査請求人」という。)に対して令和6年8月5日付けで行った生活保護法第63条の規定による生活保護費の費用返還決定処分に対し、審査請求人が、この処分は違法である等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（費用返還義務）

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(2) 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号）

生活保護法による保護の基準

一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる。

二 略

三 別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額にかかる地域の級地区分は、別表第9に定めるところによる。

市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

別表第1 生活扶助基準

第2章 加算

障害者加算

(1) 加算額（月額）

				(2) のアに該当する者	(2) のイに該当する者
在 宅 者	1	級	地	26,810 円	17,870 円
	2	級	地	24,940 円	16,620 円
	3	級	地	23,060 円	15,380 円
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者				22,310 円	14,870 円

(注) 社会福祉施設とは保護施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法(平成9年法律第123号)にいう介護保険施設をいうものであること(以下同じ)。

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く。

(3)～(5) 略

別表第9

2 2級地

(1) 2級地－1

次に掲げる市町村

都道府県別	市	町	村	名
秋 田 県	秋田市			

(3) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）

第7 最低生活費の認定

2 一般生活費

(2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

エ 障害者加算

(ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ウ) ～ (オ) 略

(4) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）

第7 最低生活費の認定

問65 局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認することにより行うものとする。

おって、市町村において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、

当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えない。

第8 収入の認定

問40 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該費保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額

ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額

(イ) 当該経費が義務教育を受けている児童の就学にあてられる場合は、入学の支度、学校図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費等、修学旅行参加等修学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度

の実費額

- (g) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能習得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（高等学校等の就学のために必要と認められる最小限度の額については、学習塾費等を含む。貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

(x) 略

カ・キ 略

- ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限る、必要と認められる最小限度の額

ケ～ズ 略

- (3) 成年後見人、保佐人、補助人の申立てや報酬のために必要な経費。ただし、この取扱いに当たっては、自立更生計画の策定を要しないこととする。

(5) 生活保護法による保護における障害者加算等の認定について（昭和40年5月14日付け社保第284号厚生省社会局保護課長通知）

※本通知は、平成13年3月27日社援保発第19号により、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準とされている。

標記のことについては、保護の基準及び保護の実施要領の定めるところによるほか、次の点に留意のうえ管内実施機関を指導されるよう通知する。

- 1 生活保護法による保護における各種加算（放射線障害者加算を除く。）の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当（以下「関連年金等」という。）における裁定又は認定をまっで行うべきものではないこと。

したがって現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、3により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。

2 要保護者から関連年金等の裁定等を受けている旨の申告があったときは、保護の実施機関として特に診断書を徴することなく当該裁定等の事実を確認のうえ相応の加算を認定して差し支えないこと。

3 要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。

ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、医師の診断に代えて当該手帳により認定を行って差し支えないこと。この場合において、初めて医師の診療を受けた日の確認は、当該手帳発行の際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認することにより行うものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書を確認することにより行うものとする。

おって、保健所において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えないこと。

4 3により障害者加算等を認定した被保護者についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとする。

ただし、当該裁定等に係る医師の診断の後、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新を受けることとなった者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、再度年金の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、年金の裁定が行われるまでの間に限り、当該手帳により障害者加算等の認定を行うものとする。

5 3により障害者加算等の対象とならないものと認定した被保護者について、その障害度が関連年金等の支給要件に該当する旨を裁定又は認定が行われたときは、当該認定等のあった月の翌月から生活保護法による保護における障害者加算等を認定すること。

この場合、当該裁定等の行われている以前に当該加算について生活保護法上の変

更正申請が行なわれていた場合に限り、当該裁定等のあった月、その前月及び前々月についても障害者加算等を認定するものとする。

(6) 精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について（平成7年9月27日付け社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知）

今般、精神保健法の一部を改正する法律（平成7年法律第94号）による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により創設された「精神障害者保健福祉手帳」の制度が平成7年10月1日から実施されることに伴い、昭和38年4月1日社保第34号当職通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」及び昭和40年5月14日社保第284号当職通知「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」を別添のとおり改正したが、その要点は下記のとおりであるので、了知の上、保護の実施に遺憾のなきを期されたい。

記

1 障害基礎年金の受給権を有する者の場合

- (1) 障害の程度の判定は原則として障害基礎年金（以下「年金」という。）に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。
- (2) 年金の裁定が却下された後、手帳の交付又は更新を受けた者については、年金の裁定の再申請を指示するとともに、再申請に係る年金の裁定が行われるまでの間は、当該手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度の判定を行うことができるものとしたこと。
- (3) 障害の程度は、手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害と、それぞれ認定するものとしたこと。
- (4) 手帳の交付年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過していることの確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認す

ることにより行うものとしたこと。

また、保健所において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととしたこと。

2 障害年金の受給権を有する者以外の場合

- (1) 手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している者については、手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。
- (2) 障害の程度は、手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害と、それぞれ認定するものとしたこと。
- (3) 手帳の交付年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過していることの確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書を確認することにより行うものとしたこと。

また、保健所において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととしたこと。

(7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）

（被保険者の資格）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「第一号被保険者」という。）
- 二 厚生年金保険の被保険者（以下「第二号被保険者」という。）
- 三 第二号被保険者の配偶者（日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者に限

る。)であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの(第二号被保険者である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「被扶養配偶者」という。)のうち20歳以上60歳未満のもの(以下「第三号被保険者」という。)

2・3 略

(資格取得の時期)

第8条 前条の規定による被保険者は、同条第1項第2号及び第3号のいずれにも該当しない者については第1号から第3号までのいずれかに該当するに至つた日に、20歳未満の者又は60歳以上の者については第4号に該当するに至つた日に、その他の者については同号又は第5号のいずれかに該当するに至つた日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。

一 20歳に達したとき。

二 日本国内に住所を有するに至つたとき。

三 厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者でなくなつたとき。

四 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。

五 被扶養配偶者となつたとき。

(支給要件)

第30条 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた場合においては、その治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。))とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、

この限りでない。

一 被保険者であること。

二 被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

附則（昭和60年5月1日法律第34号）

（障害基礎年金等の支給要件の特例）

第20条 初診日が令和8年4月1日前にある傷病による障害について国民年金法第30条第1項ただし書（同法第30条の2第2項、同法第30条の3第2項、同法第34条第5項及び同法第36条第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同法第30条第1項ただし書中「3分の2に満たないとき」とあるのは、「3分の2に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの1年間（当該初診日において被保険者でなかつた者については、当該初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの1年間）のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く。）」とする。ただし、当該障害に係る者が当該初診日において65歳以上であるときは、この限りでない。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、審査請求人が障害年金（以下「年金」という。）の受給権を有していながら年金の裁定を申請していないため、精神障害者保健福祉手帳（以下引用部分を除き「手帳」という。）の等級によっては障害者加算の認定ができないにもかかわらず、手帳の等級により審査請求人に対して障害者加算を認定していたことが判明したことから、令和5年8月1日付けで障害者加算を削除した上で、それまでに審査請求人世帯に過大に支給した生活保護費のうち、令和元年10月から令和5年7月までの間に支給した生活保護費755,406円を返還対象と捉え、このうち234,633円を自立更生費用として控除した額である520,773円について、生活保護法（以下「法」という。）第63条の規定に基づき令和6年8月5日付けで生活保護費の費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書、反論書（審査請求人提出分及び代理人提出分）並びに口頭意見陳述において大要次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

（１）障害者加算の削除について

ア 私は秋田県知事から精神障害者保健福祉手帳２級の障害があることを正式に認定され、２年に１回は手帳の認定更新を受け障害程度が２級の状態にあることの認定を受けているものです。障害者加算は「障害により最低生活を営むのに健常者に比してより多くの費用を必要とするために、基準生活費の他にその分を補てんしないと最低生活が維持できないために支給される最低生活費」であり、障害年金の納付要件の有無で加算認定が左右されてはならないものです。精神障害者保健福祉手帳の等級だけで判断することが生活保護法にかなう認定方法です。

イ 秋田県も秋田市も国に対し同様の改正意見を上げており、このことから返還処分は取り消されなければなりません。

ウ 心の病気（精神障害）を有する者に、障害者加算を無くされる事は、目の前が見えなくなり、最悪な状況を考えます。自殺、犯罪を犯す事、人口減少の深刻な問題を秋田県は抱えています。この事に拍車をかけるのですか。いいですか、心の病を抱える者は、自殺が頭をよぎるのですよ。

エ 私はかつて某団体に障害年金の代理請求をしてもらいましたが、審査に落ち、受給できませんでした。一度落ちたことで受給できないものと思っていました。なぜ市役所側は私が生活保護申請したときに、障害年金の納付要件の確認を行うことや、年金受給申請のことを指導してくれなかったのでしょうか。障害年金の仕組みを知らない人は私だけではなく、今回返還決定された１２０名の中にもたくさんいて、それで障害者加算が削除され返還まで生じているのです。市役所側が自分たちの業務として年金受給の確認や指導もしてくれないから年金申請していなかったことなのに、まるで申請していなかったことが私たちの責任であり、だから加算誤りが発生したかのように主張していることはとんでもないことです。職員が自分たちの業務を理解していないとしか言いようがありません。

オ 我々、弱い立場にあるものは何も言えないと思っていませんか。責任を我々に擦りつけないでください。

カ 憲法２５条がすべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障していることから最低生活保障は、「要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して有効且つ適切に行うものとする（法９条）」と、その認定には差別があってはならない。

県事

キ しかし、障害者加算の認定では、身体と知的障害者は障害者手帳や療育手帳の等級ですぐ加算認定されるのに、精神障害者の場合は、①年金裁定請求権の有る方は年金事務所に請求が到達した場合に裁定結果が出るまでの間は暫定的に手帳等級で加算が認定され、年金等級1・2級裁定は加算継続されるが、それ以外の裁定結果の場合は翌月から加算削除される、②裁定請求権はあっても精神科医に裁定請求用診断書を依頼し、病院等の診断書作成が遅れたり時間を要する場合には、年金事務所に裁定請求が届かない期間のため暫定の加算認定も行われず支給もされない、という最低生活費認定での差別が生ずる。③年金保険料納付が生活の大変さ等の諸事情により年金裁定請求要件を満たせなかった方は精神障害者保健福祉手帳の等級で加算認定される。

ク 以上のように、精神障害者は、①裁定請求権がある者同士の場合でも差別が生じ、②同じ等級の精神障害者保健福祉手帳を持ちながら、年金裁定請求権の有無で加算認定に差別が生じているのがまぎれもない現実です。これらは法体系で憲法に次ぐ位置を占める障害者権利条約が禁止し是正を求める差別そのものに当たることは明白である。

ケ 1995年成立の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第45条により、精神障害者保健福祉手帳制度が創設された際、厚生省保健医療局長通知「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」で、手帳制度の目的として次のように示されている。①一定の精神障害の状態にあることを認定・交付することにより、手帳の交付を受けたものに対し、各方面の協力により各種支援施策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ること。②これは、「身体障害者については身体障害者手帳が、知的障害者には療育手帳があり様々な福祉的な配慮が行われていることにかんがみ（略）手帳制度（精神障害者保健福祉手帳）を創設することとしたものである」。

コ さらに「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」第4 手帳に基づく各種の援助施策の拡充について 2 生活保護との関係（1）で「生活保護法の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定については、（略）精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）により判定もできることとなる」と明示されている。

サ この趣旨により秋田県健康福祉部では2024年（令和5）5月20日現在でも各市町村あてに「秋田県精神障害者保健福祉手帳事務処理要領」通知を出し、要領6頁の13「手帳に基づく支援施策等（2）生活保護の障害者加算」では「生活保護法の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定については障害者手帳の1級又は2級の場合に生活保護の障害者加算の認定が受けられる」、と明確に示されている。

シ 以上、これらの経緯からも手帳制度の趣旨・目的に照らせば、精神障害者保健福祉手帳1級、2級の等級で生活保護障害者加算の認定を行ったことは正当なものであり、誤認定であるとした処分庁判断と認定削除処分、返還決定処分は誤りである。

ス 処分庁の秋田市や審査請求の判断にあたる秋田県も含めて、令和6年地方分権改革に関する提案募集 提案事項で国（厚生労働省）に対し次のように主張している。①【求める措置の具体的内容】精神障害を有する生活保護受給者の障害者加算の認定について、障害の程度の要素ではない「障害年金の裁定請求権」により認定資料を変える複雑な運用とせず、すべて精神障害者保健福祉手帳の等級で程度の判定を行うことが可能となるよう、障害者加算の認定方法を統一する。②【制度改正の必要性】生活保護における障害者加算の認定にあたって、身体障害については身体障害者手帳の等級によって障害の程度を判定できる（障害年金の裁定請求権の有無にかかわらず身体障害者手帳の等級以上の障害者加算の認定が可能となる）が、精神障害については、同一の金額の加算であるにもかかわらず、障害年金の裁定請求権の有無により、障害年金又は精神障害者保健福祉手帳という別々の基準を用いている。このため、同じ地域・障害の程度であっても、国民年金保険料を支払っていた者は障害者加算の認定を受けられず、国民年金保険料を支払っていない者は障害者加算の認定を受けられるといった不利益・不均衡が生じている。

セ 障害者加算は、障害があることで余計に生ずる出費への補填が目的であり、精神・障害者の程度は同じであっても、障害年金の裁定請求権の有無により認定基準や障害者加算の認定そのものが変わる可能性がある現状は、その趣旨に反しているため（略）、障害年金の裁定請求権の有無にかかわらず精神障害者保健福祉手帳で障害者加算の認定を行えるよう改正を求める。

ソ 以上からいえることは、処分庁も、その審査庁である秋田県も一致して精神障害者手帳等級での加算認定こそが現状の不利益・不均衡・差別を解消する正当な認定方法であることを認めていることを示すものであり、処分庁の削除処分は取り消されなければならないものである。

タ さらに、2024年2月19日から国内法として通用している国連の障害者権利条約第4条の締約国の責務（1）「締約国は障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する」や、障害者差別解消法に照らし、国や都道府県、市町村は、精神障害者に対する生活保護障害者加算認定でも差別があってはならず、先述した指摘も含め各法に反した障害者加算削除処分、返還決定処分は誤りであり、取り消されなければならない。

(2) 費用返還について

ア 「過支給額」と秋田市はいいますが、正しい生活保護費と信じて最低生活にあててきたのでもう残ってはおらず返還資力もなく、納得できません。

イ 千葉県知事や岩手県知事裁決の判断は、秋田市の返還決定を取り消す判断として秋田県も用いてください。

ウ まず我々は不正受給はしていません。「過大支給」の原因は市役所側の誤りにあります。精神障害者への障害加算は身体障害者と同様に扱ってほしいのです。今回、私には520,773円の返還決定が行われました。過大支給問題は、もし一般企業であれば企業側の責任が問われるが、市役所は我々に返還の責任を負わせています。我々に負わせたものは、①最低生活費を2割強も減額し、②さらにその状態からの返還・借金返済です。心が痛まないのでしょうか。我々は目の前が真っ暗になり、不安が加速され、自殺が頭をよぎる方もいます。人によっては生活保護費が足りなくされ犯罪等に走る可能性すらあります。生活保護制度は我々にとって最後のとりでなのに、障害者加算の削除と、さらに返還させられるのは、裏切られた思いです。

エ 私と同じく削除・返還決定された方が、一日一食、冬の寒さの中、暖房もいれず生活している実態を市側に話したときに、「月に千円でもいいから返還して」と言っていた。最低生活費が足りなくされているから節約し身を削ってくらしている訴えに対して、「返還して」とは何事でしょうか。すべて市役所側の誤りから起きている事なのに。

オ 我々だって社会復帰したい。税金を払って堂々と道を歩きたい。しかし出来ないから生活保護を受け医師の指導も受け障害者就労で社会復帰をめざしているが思うようにいかないのです。身体障害者と同様に手帳で障害者加算をみてほしい。そして障害年金3級でも障害者加算認定に加えてほしい。我々が加算を削除され返還まで求められ苦しんでいることを理解し、取り消してください。

カ 本件は単なる実施機関の過誤による過大支給事例ではなく、過大支給の根拠とされたS40年5月14日保護課長通知（「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和40年5月14日付け社保第284号厚生省社会局長保護課長通知）をいう。以下「第284号課長通知」という。）及びH7年9月27日保護課長通知（「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成7年9月27日付け社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知）をいう。以下「第218号課長通知」という。）の適法性、妥当性が

問われている事案である。

キ 法1条、法3条、法5条の基本原則に基づいて法63条費用返還条項を解釈、運用しなければならないところ、厚生労働省課長通知だけに拘束されて、処分庁自らの最低生活保障義務に反する最低生活費を削っての返還を求め、世帯の自立助長目的に反しその自立を著しく阻害する決定を行ったものである。

ク 被保護者は受給した保護費が過払い保護費であることを通常は知りません。よって保護費を正当なものとして信頼して消費している。被保護者には何の落ち度もないにもかかわらず、過誤払保護費の返還を求められ、今後の受給保護費による返還は最低生活費を犠牲にしての生活となる。実施機関の過誤の責任を被保護者の負担に転嫁し、実施機関の責任を明確にしないのは問題。法63条返還の場合の「自立考慮義務」についてどのように考えるか。通常の自立考慮すべき経費の枠組みでは困難です。過払い保護費が残っていないのが一般的であり、被保護者が過払いを知った時に、特定の自立更生費を要求することは考えられない。生活費に消費するのが通常です。したがって、通常的生活費全体（食費、光熱水費、家具什器、通信費その他生活費用一式）に費消したことを自立更生費としてみなすことが返還決定する場合の自立更生費用控除の本来の姿でなければならない。返還額ゼロでなく有額返還決定はこの点でも誤りである。

ケ 長期間にわたって実施機関が「過誤」に気付かず、過支給が続き、過支給額が多額に及んだ事案であり、実施機関自身が「過支給」の根拠である国の通知が不適切なものとして、「改善要望」を国に提出している事案である本件においては、保護利用者にはまったく「過失」はなく、実施機関に全面的に「過失」が認められる事案であるということであるとともに、手帳単独での加算計上について特別需要への対応として無意識的であれ実績が積み重なっていた事案である。

コ 本件は、実施機関が、適法性、妥当性に疑義がある通知の運用を長期間にわたり看過し、「過支給額」が多額に及んだ事例である。一方、保護利用者には帰責性はまったくなく100%実施機関の過誤から発生した事案である。本来、要保護者に最低生活を保障するのは保護の実施機関の第一義的職務である、その実施機関が自らの過誤によって生じた穴埋めを、保護利用者の最低生活費を徴収して行うなどあってはならない。本件に係るすべての返還請求を断念し、返還額をゼロとすべきことを改めて求めるものである。

サ 年金の裁定請求手続に入っていたにもかかわらず正当な暫定の障害者加算として返還請求額から控除されていない。正当な障害者加算の支給期間があるにもかかわらず、それを返還請求額の算定の際に外していないという問題が共通してある。

処分庁の主張の要旨

処分庁は、弁明書において大要次の理由で本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 障害者加算の削除について

- ア 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者についての障害の程度の判定は、局長通知（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）をいう。以下同じ。）第7の2の(2)のエの(イ)において、「保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」とされている。
- イ 「障害の程度が確認できる書類」には、第34号課長通知（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）をいう。）第7の間65に対する答えにおいて、「精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り」、手帳が含まれるものと解して差し支えないとされている。
- ウ 精神障害者の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定については、第218号課長通知1の(1)において、「精神障害者保健福祉手帳（中略）を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとした」とされている。
- エ 審査請求人の年金加入歴を確認するため、保護申請時に法第29条の規定に基づく調査により収受していた制度共通被保険者記録照会回答票の納付記録と審査請求人の初診日が平成21年頃であることを照らし合わせ、審査請求人は年金の受給権を有していることを確認した。
- オ 審査請求人は年金の受給権を有していながら年金の裁定を申請していない状況であるため、処分庁が審査請求人に対して手帳に記載されている障害等級（2級）により障害者加算を認定していたことは、第218号課長通知第1の(1)により、誤りであることが判明した。
- カ 処分庁は、令和5年8月1日付けで審査請求人に認定していた障害者加算を削除し、同月21日付けで審査請求人に通知した。

(2) 費用返還について

ア 保護費の返還について、法第63条の規定の適用に当たっては、生活保護法の解釈と運用（「改訂増補生活保護法の解釈と運用・厚生省社会局保護課長小山進次郎著」をいう。）のとおり、「保護の実施機関が保護の程度の決定を過つて、不当に高額の設定をした場合」にも適用されるため、審査請求人世帯はこの場合に該当し、保護費の返還を求めるものである。

イ 加算を誤って認定していた令和元年10月から令和5年7月までの間に支給した保護費755,406円が返還対象となる。

ウ 費用返還額については、平成24年課長通知（「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）をいう。以下同じ。）に基づき、審査請求人世帯の状況を考慮すべく、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられた費用について複数回にわたり確認を行った上で、ケース診断会議を行い組織的に判断して決定したものである。

エ 平成29年2月1日東京地方裁判所判決においては、「現に保護を受けている被保護者（中略）に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。したがって、法63条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される」とある。しかし、平成24年課長通知においては、被保護者に保護費の費用返還を求めることにより、被保護者に対する最低限度の生活の保障の趣旨に反することとなるおそれがある場合又は被保護者およびその世帯の自立を阻害することとなるおそれがある場合は、費用返還をさせないことが相当であると実施機関が判断することができる旨の規定はないものである。

オ 費用の返還方法については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6の規定に基づき返還金額を分割することが可能である。そのため、費用返還額が審査請求人世帯の自立を阻害することのないよう、分割納付が可能である旨を令和5年9月6日および令和6年8月6日に審査請求人に伝えたところ、月額2,000円程度の返還額として欲しい旨の申出があったことから、履行期限

の延長および分割納付を承認した。

第4 論点整理

1 審査請求人の障害者加算が誤認定であったとする処分庁の判断について

処分庁は、審査請求人が年金の受給権を有していながら、年金の裁定申請をしていない状況であることから、手帳による障害者加算の認定が誤りであったと判断した旨主張するところ、審査請求人の障害者加算の認定が実際に誤りであったのかどうかは直ちに明らかとまではいえず、処分庁の判断が妥当であるか否か検討する必要がある。

2 費用返還額について

処分庁は、返還対象額755,406円から自立更生費用234,633円を控除した520,773円を審査請求人世帯が返還すべき費用返還額として算定し返還決定するところ、当該決定に至る処分庁の判断が適切か否かについては直ちに明らかとまではいえず、審査請求人も争っているから、この点について判断する必要がある。

第5 裁決の理由

1 審査庁が認定した事実

- (1) 平成21年、審査請求人は不安障害について初めて医師の診療を受けた。診断書(精神障害者保健福祉手帳用)によれば、審査請求人の生年月日は昭和44年11月1日だから、平成21年時点において審査請求人は19歳ないし40歳である。
- (2) 平成30年4月4日、審査請求人に初回の手帳が交付された。手帳には障害等級2級と記載されている。
- (3) 令和元年10月18日、処分庁は審査請求人の保護を開始し、同日付けで障害者加算を認定した。
- (4) 令和5年7月31日、審査請求人は処分庁を訪れ、処分庁職員は審査請求人に対して、障害者加算を不適切に認定していたため、同年8月1日からは障害者加算を削除し、これまでに認定していた期間に支給していた分については、今後、法第63条に基づいて返納を求めることを説明した。また、自立更生に資する物品の購入に要した金額については、返還額から控除される可能性があることを説明し、自立更生費に該当しそうな物品を購入したか確認した上、年金の裁定請求に必要な書類や手続を

説明して年金事務所で年金の裁定請求を行うよう伝えた。

- (5) 同年8月21日、処分庁は審査請求人に係る障害者加算を同月1日付けで削除し、同月分の過支給額16,620円を同年9月分に収入充当する保護変更決定処分を行い、審査請求人に通知した。
- (6) 同年9月6日、審査請求人は処分庁を訪れ、処分庁職員は審査請求人に対して、障害者加算を不適切に認定していたことについて謝罪した上で、法第63条に基づいて返還を求めることを説明した。審査請求人は、分割によって支払い可能な金額であれば返還に応じたいと回答した。また、処分庁職員は審査請求人に対して、自立更生費用に該当する物品について確認したところ、該当がないとのことであり、該当なしとする自立更生計画書を収受した。
- (7) 同月26日、処分庁は、令和元年10月から令和5年7月の保護費に755,406円の過支給が生じ、その全額について返還を求める決定をした。
- (8) 同年10月2日、上記(7)の決定について、自立更生のためにやむを得ない用途にあてられた物品の範囲について、再検討を要すると判断し、決定通知書を審査請求人に送付せず、保留することとした。
- (9) 令和6年1月31日、処分庁職員は審査請求人宅を訪れ、自立更生費用に該当しそうな物品について再度尋ねたところ、トレーニング器具やDVDプレーヤー等を購入していたとの申し出があったため、これらの物品について型番等を確認した。他にも自立更生費用に該当しそうな物品が見つかった場合は、処分庁に連絡するよう伝えた。
- (10) 同年3月28日、上記(7)の決定について、審査請求人から自立更生費用に該当しそうな物品があるとの申出を受けていることから、廃案とした。
- (11) 同年5月27日、審査請求人は処分庁を訪れ、自立更生計画書を提出した。新たに自立更生費用に該当しそうな物品として、靴や衣服の申し出があったため、処分庁職員は、靴については審査請求人が撮影した画像を確認し、衣服については現物を目視にて確認した。審査請求人からは、他には購入した物品はないとの申し出を受けた。
- (12) 同年6月21日、処分庁職員は、自立更生計画書に記載されていたトレーニング器具が審査請求人世帯の自立の助長に必要なか確認するため、[redacted]の主治医へ意見書を送付し照会した。
- (13) 同年7月1日、処分庁は[redacted]からの意見書を収受した。意見書には、「筋力トレーニングにより行動を活性化し、喜びや達成感のある活動をふやして物事への回避や先延ばしを減らすことを目指し、病状の安定につなげたい。」と記載されている。

(14) 同月16日、処分庁は審査請求人世帯の同月分の最低生活費を104,430円と算定した。また、処分庁職員は審査請求人宅を訪れ、医師の意見書の結果をみながら自立更生費用の検討をしていること、他に自立更生費用に該当しそうな物品があれば連絡するよう伝えた。

(15) 同年8月1日、処分庁はケース診断会議を開催し、上記(11)で受領した自立更生計画書等により審査請求人世帯の自立更生費用を検討し、費用返還額を次のとおり決定した。なお、自立更生計画書の記載のみでは物品の購入年月日は不明であるが、審査請求人から全ての物品は加算誤認定の期間中に購入したとの申し出を処分庁職員が聞き取りしている。

・返還対象額：755,406円

返還対象期間：R元. 10～R5. 7（計46か月）

令和元年10月18日から同月31日まで

（障害者加算イ：16,620円）× 14/31日 = 7,506円

令和元年11月から令和5年7月まで

（障害者加算イ：16,620円）× 45か月 = 747,900円

・自立更生費用：234,633円

品目	金額 (※)	
エアロバイク (ALINCO)	24,740	Amazon 履歴確認
フラットベンチ (YouTen)	5,480	Amazon 履歴確認
トレーニングベンチ	5,055	Amazon 履歴確認
バーベル	4,080	Amazon 履歴確認
リーディングエッジ	5,933	Amazon 履歴確認
タニタ体重計 (BC7647301)	6,578	市場価格確認
バーベル (IROTEC)	8,580	Amazon 履歴確認
バーベル支柱 (BARWING)	10,780	Amazon 履歴確認
ブルーレイプレーヤー (EVP-203)	8,499	Amazon 履歴確認

ブルーレイプレーヤー (グリーンハウス)	44,308	市場価格確認
プレート10Kg2点 (IROTEC)	9,900	Amazon 履歴確認
プレート20Kg2点 (IROTEC)	17,556	Amazon 履歴確認
プレート5Kg4点 (GronG)	15,408	Amazon 履歴確認
ベニヤ板 (岡本木材)	12,380	Amazon 履歴確認
ベニヤ板 (FUKUOKAKOUSAN)	5,000	Amazon 履歴確認
スマートフォン	17,470	売買契約書確認
マスク	18,900	市場価格確認
防寒ブーツ (Workman ケベック)	2,900	市場価格確認
トレッキングシューズ (Workman フィールドコア)	2,416	市場価格確認
安全靴 (Simon)	4,990	市場価格確認
作業用ズボン (フィールドコア)	3,680	市場価格確認
合計	234,633	

※金額の単位は円。

・費用返還額：520,773 円

755,406 円 (費用返還対象額) - 234,633 円 (自立更生費用)

=520,773 円 (費用返還額)

(16) 同月6日、審査請求人が処分庁を訪れ、処分庁職員は本件処分の通知書を手交した。

審査請求人は月ごとの返還額は2,000円程度としたい旨発言した。

(17) 同月23日、審査請求人は処分庁に履行延期申請書を提出した。「申請の理由」欄には「一括納付が困難であるため」と記載されている。

2 論点に対する判断

(1) 審査請求人の障害者加算が誤認定であったとする処分庁の判断について

ア 処分庁は、審査請求人が年金の受給権を有していながら、年金の裁定申請をしていない状況であることから、手帳による障害者加算の認定が誤りであったと判断

した旨主張する。

イ そこで、審査請求人の障害者加算が誤認定であったとする処分庁の判断の妥当性について検討するに当たり、まず、審査請求人が年金の受給権を有していたとする処分庁の判断の適否について検討する。

ウ 第218号課長通知1(1)において、「年金の受給権を有する者の場合」は、「年金の裁定を申請中である場合には、(中略)年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」とされ、また、第218号課長通知1(2)において、「年金の裁定が却下された後、手帳の交付又は更新を受けた者については、年金の裁定の再申請を指示するとともに、再申請に係る年金の裁定が行われるまでの間は、当該手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度の判定を行うことができるものとしたこと。」とされているが、「年金の受給権を有する者の場合」の定義については規定がない。

エ そこで、検討するに、年金支給の根拠となる国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定をみると、同法第30条第1項及び同法附則第20条において、年金の支給要件が次のとおり三つ規定されている。

①初診日要件	「疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において」、「被保険者であること。」、又は「被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。」 (国民年金法第30条第1項本文・同項第1号・2号)
②障害程度要件	「当該初診日から起算して1年6月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた場合においては、その治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。)とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき」 (国民年金法第30条第1項本文)

③保険料納付要件	【原則】 初診日の前日において、当該初診日がある2か月前までの被保険者期間で、保険料納付済又は免除済期間が3分の2以上あること (国民年金法第30条第1項ただし書き) 【特例】 国民年金法第30条第1項ただし書きの規定による保険料納付要件を満たさないが、初診日において65歳未満で、かつ、初診日が令和8年4月1日前の場合は、初診日の前日において、当該初診日がある2か月前までの被保険者期間で、直近1年間のうちに保険料の未納期間がないこと (国民年金法附則第20条)
----------	--

オ ここで、第218号課長通知において「年金の受給権を有する者の場合」は「年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定」等できるものとされていることに鑑みると、第218号課長通知にいう「年金の受給権を有する者の場合」とは、初診日において20歳以上65歳未満の場合（国民年金法第7条の規定により、20歳未満又は65歳以上の者の場合は国民年金の第一号被保険者とならないので扱いが異なる。）は国民年金法に規定される障害程度要件以外の要件（つまり、初診日要件及び保険料納付要件の二つ）を満たしている者の場合をいうと解するのが相当であり、「年金の受給権を有する者の場合」の一例を示すと次の表のとおりとなる。

	初診日要件	保険料納付要件	障害程度要件	
初診日において 20歳以上 65歳未満の 場合	○	○	○	年金が支給 される者
「年金の受給権を有する者」				

注：表中の「○」は当該要件を満たしていることを示す。

カ これを審査請求人についてみると、まず、初診日における年齢について、手帳の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）によれば、「②初診年月日」の欄の「主たる精神障害の初診年月日」には平成21年頃と記載されている。審査請求人の生年月日は昭和44年11月15日であるので、初診日において審査請求人は29歳とし40歳であるから、初診日において20歳以上65歳未満の場合に該当する。そこで、次に初診日要件について検討するに、処分庁が収受した「被保険者記録照会回答票」（以下「被保険者記録」という。）によると、初診日がある平成21年において審査請求人は国民年金あるいは厚生年金の被保険者であることが確認できることから、審査請求人は初診日要件を満たしていると認められる。

キ 次に、保険料納付要件について検討するに、被保険者記録によると、審査請求人は20歳に達した平成元年11月から平成3年3月までの17か月間の納付記録がなく、また、初診日が平成21年中のいずれの月にあるかは不明であるものの、初診日が同年1月にあるとすると、同月の2か月前までの被保険者期間である平成20年11月まで（以下「当該被保険者期間」という。）の計229月に対して、保険料納付済期間（同票の「A」、「P」及び「/」と記載がある期間）が212月あり、保険料納付済期間が当該被保険者期間の3分の2以上あるから、審査請求人は保険料納付要件を満たしていると認められる。これは、初診日が平成21年の2月から12月までのいずれにある場合でも同様である。

ク よって、審査請求人は初診日において20歳以上65歳未満の場合にあって初診日要件及び保険料納付要件を満たしている者であることから、第218号課長通知1にいう「年金の受給権を有する者の場合」に該当する。

ケ したがって、審査請求人が年金の受給権を有していたとする処分庁の判断は相当である。

コ 以上を踏まえ、審査請求人の障害者加算が誤認定であったとする処分庁の判断の妥当性について検討する。

サ 上記ウのとおり「年金の受給権を有する者の場合」は、「年金の裁定を申請中である場合には、(中略)年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」とされている(第218号課長通知1(1))。

シ これを本件についてみると、審査請求人は障害者加算が認定された令和元年10月18日から同加算が削除された令和5年8月に至るまでにおいて、年金の裁定の申請を行っていたことを示す証拠はないから、年金の裁定の申請を行っていたとは認められない。

ス この点、審査請求人は、年金の裁定請求手続に入っていたにもかかわらず正当な暫定の障害者加算としての支給期間が認められていない旨主張する。

セ しかしながら、上記シのとおり審査請求人が年金の裁定の申請を行っていたことを示す証拠はないから、審査請求人の主張は採用できない。

ソ 以上から、審査請求人は、第218号課長通知1にいう「年金の受給権を有する者の場合」に該当するものの、「年金の裁定を申請中である場合には(中略)年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できる」場合には該当しないにもかかわらず手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度が判定された結果、手帳により本件加算が認定されていたものであるといえ、これは第218号課長通知1(1)に記載される取扱いに反していると認められる。

タ したがって、第218号課長通知に反して認定された審査請求人の障害者加算は誤認定であったとする処分庁の判断は相当である。

チ なお、審査請求人は、第284号課長通知及び第218号課長通知の適法性、妥当性が問われている旨主張する。

ツ この点、第284号課長通知は処理基準(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項に規定する基準をいう。以下同じ。)である一方、第218号課長通知は処理基準として位置づけられていないが、第218号課長通知は手帳所持者に対して障害者加算を認定するに当たって詳細な事務処理手順を示したものであると認めるのが相当である。

テ そして、保護基準（生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号）をいう。以下同じ。）において、障害者加算は「身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（中略）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者」（保護基準別表第1第2章2(2)ア）等に認定するとされ、第284号課長通知において、「現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに」、「要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については」、一定の要件を満たした「手帳により認定を行って差し支えないこと。」とされていることに鑑みると、第218号課長通知が原則として年金の裁定を申請等している場合にのみ「手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できる」としていることは保護基準及び処理基準である通知と整合性がとれているものと認められるから、第218号課長通知が保護基準及び処理基準である通知に違反しているとはいえず、審査請求人の主張は採用できない。

ト さらに、審査請求人は、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」や「秋田県精神障害者保健福祉手帳事務処理要領」の記載を挙げ、障害者加算は手帳の等級だけで判断することが可能である旨主張する。

ナ しかしながら、当該主張の根拠として審査請求人が示す「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」や「秋田県精神障害者保健福祉手帳事務処理要領」は、あくまで精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく手帳制度について定めたものであり、法に基づく障害者加算の認定に係る解釈、運用基準として妥当するとはいえないので、審査請求人の主張は採用できない。

ニ また、審査請求人は、年金の納付要件を満たした者と満たしていない者で手帳による障害者加算の認定の仕方に違いがある点を捉えて、不平等・不必要な区別であると主張する。

ヌ しかしながら、法第4条第2項の「他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」との規定に照らすと、年金の保険料を納付するなどして年金の受給権を有する者であれば、優先して年金の裁定の手続を行わせ、原則として当該手続を行っている間において暫定的に手帳の等級により障害者加算を認定するという取扱いが不合理であるとはいえないから、保険料納付要件を満たすか否か、つまり、年金の受給権を有しているか否かで取扱いを区別することが不平等で差別的であるということはできず、審査請求人の主張は採用できない。

ネ なお、審査請求人は、処分庁による障害者加算認定の削除処分についても取り消されなければならない旨主張するが、処分庁が審査請求人に係る障害者加算を削除したのは令和5年8月21日付け変更決定処分によるものであり(上記1(5))、当該処分に係る審査請求期間を徒過していることは明らかであるから(行政不服審査法第18条)、審査請求人の主張は失当である。

(2) 費用返還額について

ア 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定する。

イ 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支給した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定する。

ウ ここで、法63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること(1条)に鑑み、現に保護を受けている被保護者や要保護状態を脱して間もないかつての被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、法63条に該当する被保護者について、その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当であると保護の実施機関が判断する場合には、当該被保護者に返還金の返還をさせないことができるものと解される反面、保護の実施機関による返還金額の決定が、上記の諸事情に関し、判断の基礎とされた事実と誤認があること等により事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこ

れを濫用したものとして違法となると解するのが相当である。(平成27年(行ウ)第625号・平成29年2月1日東京地方裁判所判決。以下「平成29年東京地裁判決」という。)

エ そこで、本件処分がされた経緯についてみると、上記(1)のとおり審査請求人に対して保護開始(令和元年10月18日)から令和5年8月1日付けで削除するまで処分庁が認定していた障害者加算は誤認定であり、同年7月31日に処分庁職員が審査請求人に対して障害者加算の誤認定により保護費の過支給が生じていることを説明し(上記1(4))、その後令和6年7月16日までのおよそ1年間において返還金から控除することのできる自立更生費用についての説明や該当する購入品の聞き取り、医療機関への照会を行い(上記1(6)～(14))、その上でケース診断会議を開催し費用返還額を決定し(上記1(15))、本件処分を行ったことが認められる。

オ この点、処分庁による自立更生費用の検討は、審査請求人から提出された自立更生計画書に基づいて行われており、当該計画書には、審査請求人が購入したトレーニング器具や生活用品等が列挙されている。

カ これは、審査請求人が提出した自立更生計画書に列挙されたトレーニング器具や生活用品等について、処分庁職員が確認した審査請求人の取引履歴や、市場価格調査に基づき算定される金額が、自立更生費用に該当するかどうかという観点から処分庁が検討したものと認められる。

キ そうすると、処分庁は、平成29年東京地裁判決が説示する「その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当である」か否かという観点につき、少なくとも「その受けた保護金品の使用の状況」として審査請求人が購入したトレーニング器具や生活用品等については検討していると認められる一方、本件処分当時の審査請求人世帯の資産や収入の状況、その生活実態等の諸事情を具体的に調査し、その結果を踏まえて、審査請求人に過支給した金額の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることが、審査請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、審査請求人及びその世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡は見当たらない。

ク この点、処分庁は、平成24年課長通知においては、「被保護者に保護費の費用返還を求めることにより、被保護者に対する最低限度の生活の保障の趣旨に反することとなるおそれがある場合又は被保護者およびその世帯の自立を阻害することとなるおそれがある場合は、費用返還をさせないことが相当であると実施機関

が判断することができる旨の規定はないものである。」と主張するところである。

ケ しかしながら、返還金から控除を行う趣旨は、「現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがある」（平成29年東京地裁判決）から、返還を求めることで被保護世帯の最低限度の生活の保障の趣旨に反したり、その自立を阻害したりすることのないようにするという点にあるというべきである。

コ そうすると、返還金から控除を行ってもなお多額の返還額が残る場合において、被保護世帯の最低限度の生活の保障に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあれば、返還金から控除を行う趣旨にもとるといわざるを得ず、「その資産や収入の状況、その受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情に照らし、返還金の返還をさせないことが相当である」（平成29年東京地裁判決）か否かについてより慎重な検討が加えられるべきであると考えるのが相当である。

サ よって、上記クの回答による処分庁の主張は失当であり採用できない。

ソ したがって、上記キでも触れたとおり、本件処分は、本件処分当時の審査請求人世帯の資産や収入の状況、その生活実態等の諸事情についての具体的な事実の基礎を欠き、また、返還を求めることにより最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、自立を阻害するおそれがあるか否か等といった判断の過程において考慮すべき事情を十分考慮しないことにより、その内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められるから、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、違法というべきである。

第6 結論

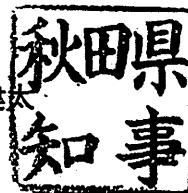
以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第7 添付資料

行政不服審査法第50条第2項の規定に基づいて審理員意見書を添付する。

令和7年7月11日

審査庁 秋田県知事 鈴木 健太



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

原本と相違ないことを証明します。

令和7年7月11日

秋田県知事 鈴木 健太

